

小田原市学校給食費検討委員会規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

## 小田原市規則第 59 号

小田原市学校給食費検討委員会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、小田原市学校給食費等に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 36 号。）第 8 条第 1 項の規定に基づき設置された小田原市学校給食費検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、学校給食費（小田原市立前羽幼稚園及び小田原市立下中幼稚園において実施する給食に係る給食費を含む。）に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員長及び副委員長)

**第 3 条** 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

**第 4 条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第5条** 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

**第6条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第7条** 委員会の事務は、教育委員会教育部学校安全課において処理する。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。